

令和7年度第2回

守谷市地域福祉推進委員会

令和8年3月24日(火) 午前10時～

@守谷市役所 大会議室

子育て支援施策の現状と今後の展望

01 はじめに

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下、「第3期計画」という。)は、地域福祉の更なる推進を図るために策定された計画です。

今年度第1回の委員会では、第3期計画に位置付けられた事業の令和6年度 of 取組評価を行うとともに、第3期計画において基本施策の取組みを測る指標としている「守谷市まちづくり市民アンケート(以下、アンケートという。)」の結果についてご報告しました。

今回、第2回の委員会では、アンケートにおいて数値の低下が見られた子育て関連について、市の施策の現状についてご説明するとともに、今後の展望について協議いただき、子育て支援施策の充実に繋げることを目的とします。

02 守谷市まちづくり市民アンケートについて

令和6年度に実施したアンケートの概要は以下のとおりです。

(1) 目的

市の現状やまちづくりの取組に対する満足度や市が進める主要な施策に対するご意見等を把握するために実施。

(2) 調査期間 令和7年1月20日(月)～令和7年2月12日(水)

(3) 調査対象者及び回収数

守谷市内に在住で、18歳以上の方 3,000 人を無作為に抽出し、調査票を郵送。回収数は 1,299 件、回収率は43.3%。

市民アンケート

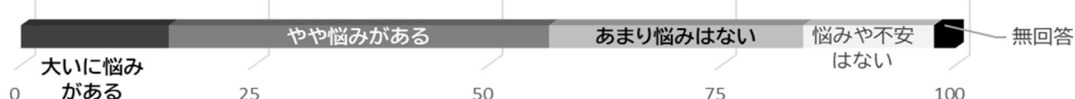


第3期計画で示した指標値20項目のうち、令和3年度より数値が低下した項目は6項目であり、うち2項目は子育てに関する以下の項目となっています。

①安心して子育てできるまちだと思える子育て世帯の割合 (R3:89.3%⇒R6:83.9%)



②子育てに悩みや不安を抱えている保護者の割合 (R3:44.9%⇒R6:56.5%)



アンケートにおける自由記述においては、主に以下のようなご要望をいただいています。

- ・ 子育て相談窓口、妊活・出産・子育てに関する総合的なサポート体制の充実
 - ・ 子どもの遊び場不足の解消、子育て情報発信の強化
 - ・ 保育園の入所保留児童対策、保育士への補助
 - ・ 病院・産院の不足と機能強化、こどもの医療費助成の拡充、障がい児支援の強化
 - ・ 児童数増加に伴う小学校の新設や適切な学区割、校庭狭小化の改善
 - ・ 通学路の安全確保
 - ・ 学童クラブの不足解消、利用料の負担軽減等
 - ・ 学校給食の質向上
 - ・ 不登校児童への支援不足解消
- など

03 子育て支援施策について

上記のアンケート結果等を踏まえ、当委員会では、地域福祉の要素を含む以下2事業の現状及び今後の展望について、以下に示します。

- 児童館事業について(のびのび子育て課)
- 通学路の安全確保について(学校教育課)

04 児童館事業について(のびのび子育て課)

児童館



事業概要

児童館は、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設です。18歳までの児童が対象となっています。

現在守谷市には、南守谷児童センター、市民交流プラザ内の北守谷児童センターの大きな2つの児童センターと、小学生までを対象にした「守谷駅前親子ふれあいルーム」があります。

また、地域子育て支援拠点事業は、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭を地域で支えるものです。公立の「守谷市地域子育て支援センター」では子育て相談やひろば等の事業を実施し、子育て支援の中心的な役割を担っています。児童センターや「あそびの森もりっ子」、民間の保育園(まつやま保育園の「ねっこ守谷」、守谷どろんこ保育園の「ちきんえっぐ」)でも拠点事業を実施しています。

現 状

北守谷児童センター（キターレ）のある市民交流プラザ内には、ファミリーサポートセンター、家庭児童相談室があり、利用する子どもや保護者からの相談にも連携して対応しています。また、地域の損保ジャパン守谷総合研修センターさんの協力を受け「カブトムシプレゼント」のお楽しみ企画、音楽スタジオで練習を積んだ子どもたちが参加するミュージックフェスタの開催、屋外広場でのバスケットボールの講座、キターレはるまつり、地域の北守谷まつりに参加したり、将棋クラブのメンバーから将棋を教えてもらうなどの異世代交流も行われており、年間延べ 51,413 人が利用しています。

南守谷児童センター（ミナーデ）は、隣接するけやき台公園で毎年5月に開催される地域行事の「高野こいのぼりまつり」に参加したり、10月の「ミナーデあきまつり&ハロウィン」では高野まちづくりの会に協力してもらうなど、互いに盛り上げています。肢体不自由児・医療的ケア児の家族会「そら〜ち」と協働で、指先が不自由でもできる工作など障がいの有無に関わらず楽しめるイベントも実施しました。調理室を併設しているので親子クッキングや多胎児の会ハローツインズなども行っており、年間延べ 57,505 人が利用しています。

両児童センターは、利用している高校生がイベントにボランティアとして協力し運営しています。リトミック、ベビーマッサージ、ヨガ、地域の方の協力で実施するおもちゃ病院、おやこ保健課と協力し、離乳食教室やふらっと保健室、乳幼児健康講習会、歯みがき講座など多くの事業を実施しています。

守谷駅前親子ふれあいルーム（エガーオ）は、令和7年9月、守谷駅周辺、黒内小学校区の児童数の増加に伴い、放課後及び休日の小学生の安全な居場所が喫緊の課題となり、既存の「守谷駅前親子ふれあいルーム」と同フロアの空き店舗を利用し、小学生の利用できる場所として拡張しました。地域のマジッククラブや絵本の読み聞かせ団体とのコラボ事業や年齢別の親子交流会などが好評で、年間延べ 9,787 名が利用しています。

あそびの森もりっ子は、未就学児童が「遊び」を通して「自ら育つ」ことにより、心身の健やかな育成を図るとともに、生活に必要な基本動作、危機回避能力を培い、保護者の子育てにおける「遊び」に対する不安解消等に寄与する施設で、保健センター内にあることから子育てに関する相談を速やかにおやこ保健課をはじめとする関係課に繋ぐ役割も果たしています。年間延べ 27,552 名が利用しています。

地域子育て支援センターは、主に未就学児とその保護者を対象にしています。リトミックなどの子育て講座や保健センターを利用したクッキング、地域の方の協力を得てセンター内の畑で育てた野菜の収穫体験、常総広域体育館「夢っ子まつり」、もりりん中央で実施する「夢っ子コンサート」では多くの方が来場され、楽しみにしているイベントでもあります。

他に市内8カ所で行前ひろばを行い、子どものあそび場と子育て相談にも対応しています。

地域子育て支援拠点事業全体では、年間延べ 30,538 名の参加があります。

それぞれの施設で特徴を持って地域や他機関と連携しながら多くの事業を展開しています。児童館の役割は子どものあそび場だけではなく、子育て支援拠点の場でもあります。核家族化や少子化など育児環境の変化に伴う親の孤立化などにより子育てへの不安や負担感が大きくなる中で、さまざまな入口から相談や支援に繋がるような環境整備をしています。

今後の展望

児童館には、今後、妊娠時から切れ目のない支援の相談機関としての役割を付加します。

国を挙げての子育て支援が叫ばれる中で、子育て支援拠点施設において令和8年度から、これまでの出産後の面談交流会（ハローベビー）を、妊娠8か月の妊婦を対象に追加して実施し、産後も引き続き集まる場を提供します。保護者同士、横のつながりや気軽な相談窓口として利用する中で、引き続き親子で児童館や子育て支援拠点施設を利用してもらえるような仕組み作りにも力を入れ、そこで拾い上げた相談事項は必要に応じて適切な支援へと繋げていきます。

今後の課題としては、地域子育て支援センター（木造、昭和47年築）が建設から40年以上経過しているため、子育て世帯のニーズが高い地域への移転を検討しているところです。

のびのび子育て課では、増加している「子育てに悩みや不安を抱えている保護者」の相談に真摯に対応するほか、前述の子育て支援策を充実させ、「安心して子育てができるまちだと思いう子育て世帯」の割合の向上を目指してまいります。



キターレはるまつり



ハローベビー（面談交流会）の様子



事業概要

守谷市では、児童生徒が安心して安全に通学できる環境を整備することを目的に、通学路の安全確保に取り組んでいます。

具体的には、毎年実施している茨城県や警察との通学路合同点検及びその結果に基づく改善、通学路への通学補助員の配置、地域住民や保護者との連携を通じた見守り活動の推進を行っています。

また、学校においても、定期的に交通安全教育を実施することにより、児童生徒自身の安全意識の向上も図っています。

現 状

現在、市内の通学路においては、交通量の増加や道路環境の変化により、安全確保の課題が生じています。通学路については、学校でも道路状況の点検・確認を行い、なるべく安全な経路を通るよう指導し、児童生徒の安全を確保するよう努めています。

しかしながら、一般的な傾向ではありますが、道幅の割に車の交通量が多い場所、歩道のない道路、信号機のない横断歩道や見通しの悪い場所などが危険箇所として挙げられ、そのような場所を通過せざるを得ない児童生徒がいるのも実情です。また、一部の小学校においては、児童数の増加に伴い、同じ通学路を同じ時間帯に多くの児童が歩いているという状況が生じており、そのため、登校時の少しの時間帯とはいえ、踏切の遮断機待ちで児童の滞留が起きる、交差点の横断歩道を渡るのに時間がかかり自動車が右・左折しづらいといった状態も生じています。

中学校においては、多くの生徒が自転車で通学しているため、移動する際の速度も速く、万が一、交通事故に遭ってしまうと、より大きなけがにつながるリスクもあります。

このようなことから、道路状態の改善といったハード面での対策と、誘導や案内といったソフト面での対策が、それぞれ必要だといえます。

市では、毎年、学校や市役所の関係課(学校教育課、交通防災課、管理課)のほか、茨城県竜ヶ崎工事事務所及び取手警察署と合同で、通学路の点検を行っています。まず、学校から通学路における危険箇所を挙げてもらい、危険度の高い箇所を選定して、現地で点検を行います。点検後は、その解消に向けた対策・対応をとり、

それらを関係機関で共有し、最終的には、市公式ホームページで、その結果を公表しています。また、上記の合同点検とは別に、緊急度の高いもの等は、看板を設置するなどして、随時対応をしています。例えば、令和7年度においては、児童も通学で使用する乙子地区の石神神社交差点付近にある幅の狭い道路が、車の抜け道のような状況になっており、「通学路徐行」の注意喚起を目的に看板の新規設置を行いました。

小学校の通学路においては、さきほど述べたような危険箇所を中心に、通学補助員を配置して、登校時における安全確保を図っています。さらに、保護者や地域の方による登下校時の立哨や防犯パトロールといったボランティアの協力も得られており、児童生徒の見守り体制は一定の成果を上げています。



また、各学校では、定期的に交通安全に関する指導を行っています。内容は学校によって異なる部分もありますが、具体的な取り組みとして、令和8年度は、黒内小学校及び大井沢小において、全校生徒を対象とした講話形式の交通安全教室の実施を計画しているほか、御所ヶ丘小学校では実技を取り入れた交通安全教室の開催も予定しております。

通学路の環境を整え、大人たちによる見守り体制を用意したとしても、肝心の児童生徒自身が、交通ルールを守らない行動をとってしまえば、事故を防ぐことはできません。そうならないよう、学校でも指導を継続的に行っています。

このように、市ではいろいろな方法で、児童生徒が安全に通学できるよう努めています。しかしながら、現在も全ての通学路が物理的に安全であるという状況ではなく、改善の余地があります。ただし、それを解消するのは現実的には難しいことも少なくありません。そのためにも、児童生徒自身が、交通ルールを守り安全に通学ができるよう、学校でも指導を繰り返し行っている状態です。

今後の展望

今後も、通学路の安全対策をさらに強化するため、危険箇所の継続的な調査と改善、地域住民や関係機関との連携を強化による見守り活動の充実、ICT技術を活用した安全確認システムの導入、交通安全教育の徹底等を推進し、児童生徒の安全意識を高めていきたいと考えています。これらの取組により、守谷市の子どもたちが安心して通学できる環境づくりを目指していきます。

2

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について

第3期計画の最終年度である令和8年度において、第4期計画の策定を行います。

第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和9年度～令和13年度）

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づく計画であり、市の最上位計画である第3次守谷市総合計画を基盤としながら、福祉関連等の各個別計画の上位計画として位置付けるものです。第3期計画同様、守谷市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と一体的に策定することにより、市、社会福祉協議会がそれぞれの特性を生かしながら地域福祉を推進していきます。

01 策定スケジュール

月	内容
令和8年度 4月～5月	第4期計画の策定に向けた庁内調査 ・ 第3期計画取組事業の実績評価、今後の方針の精査（事業の維持、拡大、縮小、廃止） ・ 第4期計画から位置付ける新規、重点事業の確認 ・ 第4期計画取組事業の指標値設定
6月	骨子案（目次構成及び現状分析・課題抽出等）作成
7月	令和8年度第1回委員会（骨子案審議） ・ （庁内）地域福祉計画検討委員会（7月上旬予定） ・ 地域福祉推進委員会（7月下旬予定）
8月	素案（施策体系等）作成
9月	令和8年度第2回委員会（素案審議） ・ （庁内）地域福祉計画検討委員会（9月上旬予定） ・ 地域福祉推進委員会（9月下旬予定）
10月	計画案・概要版案作成
11月	パブリックコメント実施
1月	令和8年度第3回委員会（パブリックコメントご意見審議） ・ （庁内）地域福祉計画検討委員会（1月上旬予定） ・ 地域福祉推進委員会（1月下旬予定）
2月	政策経営会議（計画の決定）
3月	計画書の配布・ホームページ掲載等

第4期計画の策定に際しては、「施策の集約化」及び「取組事業の選択と集中」を行い、市民にきちんと伝わる計画を目指します。

第3期計画の施策体系

基本理念

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

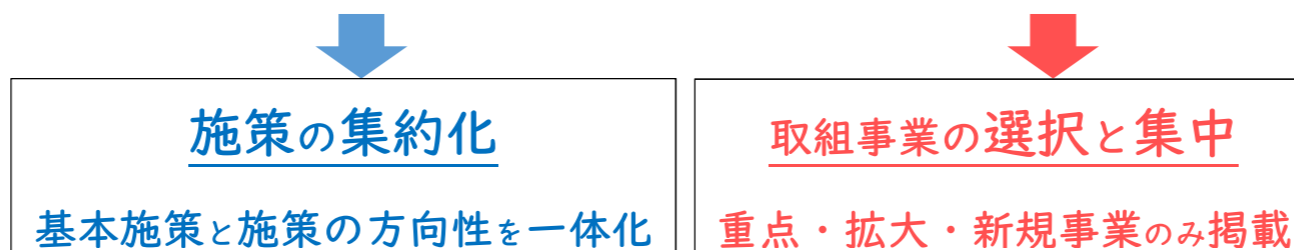


合計**206**事業（再掲事業を含む）を
並列に掲載

問題点

- 施策体系が分かりにくい
- 事業の優先順位が不明確
- 成果が把握しづらい
- 進捗管理・モニタリングの負担

第4期計画の施策体系（案）



改善

- 市民にきちんと伝わる計画
- 進捗管理の負担を軽減しつつ、優先度の高い課題に的確に対応
- 改善アクションに繋げやすく！